



漁 船

未満 総トン数 20トン 以上      未満 長さ 24m 以上

小型船舶操縦士※1

海技士(航海士・機関士)※2

※1:

沿海区域の境界線からその外側80海里以遠の水域を航行する場合には、機関士の配乗が必要。

※2:

操業区域(航行区域)、総トン数に応じて、航海士を乗船。操業区域(航行区域)、機関出力に応じて、機関士を乗船。